○総務省令第三号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の施行に伴い、並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第五号中「発行済株式」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人にあつては、発行済みの投資口）」を加え、同条第十七項第一号中「、国籍」を削る。

第二条の三第十六項第一号及び第二条の四第十六項第一号中「、国籍」を削る。

第十条第一号中「第九十五条第十一項又は第十二項」を「第九十五条第十項又は第十一項」に改め、同条第二号中「第六十九条第十六項若しくは第十七項」を「第六十九条第十五項若しくは第十六項」に改める。

第十六条の二第一項第一号中「同じ。）を」を「第十六条の七まで、第十六条の十二及び第十六条の十三において同じ。）を」に、「同じ。）で」を「この号、第四号及び第十六条の十二第一項第一号イにおいて同じ。）で」に、「同項第七号」を「法第十条の五第七項第七号」に、「以下同じ。）に」を「第十六条の四第二項第四号及び第十六条の十二第一項第一号において同じ。）に」に改め、同項第二号中「以下」の下に「次条まで、第十六条の五第一項及び第十六条の十二第一項第一号において」を加え、同項第五号中「同じ。）で」を「第十六条の四まで及び第十六条の十二第一項第一号において同じ。）で」に改め、「おいて、」の下に「当該特定法人に係る」を加え、「同項第五号」を「法第十条の五第七項第五号」に、「同じ。）が」を「第十六条の四まで及び第十六条の十二第一項第一号ハにおいて同じ。）が」に改め、同条第二項中「以下」の下に「第十六条の七まで、第十六条の十二及び第十六条の十三において」を加え、同条第三項中「以下」の下に「この条及び第十六条の四において」を加え、「同条第一項」を「法第十条の五第一項」に改め、同条第四項第一号中「限る」の下に「。次号イにおいて同じ」を加え、同項第二号ロ中「含む」の下に「。ロにおいて同じ」を加え、同条第五項中「前項」を「前項第二号」に改める。

第十六条の三の見出し中「特定手続」を「特定手続等」に改め、同条第一項第三号中「以下」を「次項及び第十一項第五号において」に改め、同条第二項中「個人既存特定取引契約者（」及び「をいう。以下同じ。）」を削り、「事項」を「情報」に改め、同条第三項第一号中「第六条第一号、」を「第七条第一号、」に改め、「以下」の下に「この号及び次号において」を加え、「第六条第一号ハに掲げる書類」を「第七条第一号ハに掲げる書類（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証及び私立学校教職員共済制度の加入者証に限る。以下この号及び第十六条の六第二項第一号において「被保険者証等」という。）」に、「同条第四号」を「同令第七条第四号」に、「同条第一号ハ」を「被保険者証等」に、「が当該」を「がこれらの」に改め、同条第六項中「第十七条第一項第十九号」を「第二十条第一項第十八号」に改め、「以下」の下に「この項において」を加え、同条第七項中「第十七条第三項後段」を「第二十条第三項後段」に改め、同条第八項中「同じ。）の」を「第十六条の六まで及び第十六条の十三において同じ。）の」に改め、「住所等所在地国をいう。以下」の下に「この条、第十六条の六第一項及び第十六条の十三において」を加え、「以下同じ。）とする」を「次項において同じ。）とする」に改める。

第十六条の四第二項第一号ロ中「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式によるものに限る。）」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第十六条の二第四項の規定は、令第六条の四第一項において準用する令第六条の二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める書類について準用する。

第十六条の五の見出し中「記載事項」を「記載事項等」に改め、同条中「以下」の下に「この項及び第十六条の十三第一項において」を加え、「同項各号」を「法第十条の五第四項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第十六条の二第三項の規定は、法第十条の五第五項において準用する同条第一項後段の規定を適用する場合について準用する。

第十六条の六第一項中「掲げる情報」の下に「並びに令第六条の三第十項に規定する総務省令、財務省令で定める情報」を加え、同条第二項第一号中「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一号ハに掲げる書類」を「被保険者証等」に、「同条第四号」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第七条第四号」に、「同条第一号ハ」を「被保険者証等」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第十六条の三第八項の規定は令第六条の五第十四項において準用する令第六条の三第二十項に規定する総務省令、財務省令で定める情報について、第十六条の三第九項の規定は令第六条の五第十四項において準用する令第六条の三第二十項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

第十六条の七第一項第二号中「これら」の下に「の規定」を加え、「以下」を「第十六条の九第五号において」に改める。

第十六条の八第一項第二号イ中「同じ。）又は」を「この号及び次条第六号において同じ。）又は」に、「同号ホ」を「令第六条の七第一号ホ」に、「以下同じ。）で」を「ロ及び次条第六号において同じ。）で」に改め、同項第三号イ中「以下同じ。）に」を「第六号において同じ。）に」に、「第六号」を「同号」に、「以下同じ。）を」を「同号において同じ。）を」に改め、同号ハ中「第三条に規定する」を「第三条各号に掲げる」に改め、同項第六号中「第六条の七第二号」に改め、「以下」の下に「この号において」を加え、同条第二項第二号中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」を削り、「以下」の下に「この号において」を加える。

第十六条の九第三号中「以下」の下に「この号において」を加える。

第十六条の十中「又は」を「若しくは」に、「の規定により、」を「又は」に、「第十条第二項各号」を「第二十条第三項（同条第一項第十八号に係る部分に限る。）の規定により、同令第十一条第二項各号」に改め、「（個人に限る。）」を削る。

第十六条の十二第一項第一号中「同じ。）が同条第二項第一号」を「この条において同じ。）が法第十条の六第二項第一号」に改め、同号ロ中「以下」の下に「この号において」を加え、同号ハ中「おいて、」の下に「当該特定法人に係る」を、「報告対象国」の下に「（法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国をいう。ホにおいて同じ。）」を加え、同条第五項中「以下」を「次項及び次条第二項第三号において」に、「を同項」を「を法第十条の六第一項」に改める。

第十六条の十三第一項中「第三項の」及び「同条第四項の」の下に「規定による」を加え、「次項に規定する」を「次項各号に掲げる」に、「以下」を「次項第一号ロにおいて」に改め、同条第二項第一号ハ中「同項」を「同項後段」に改め、同項第三号中「法第十条の六第一項に規定する」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第二条第四項第五号の改正規定、同条第十七項第一号の改正規定、第二条の三第十六項第一号及び第二条の四第十六項第一号の改正規定、第十条第一号の改正規定並びに同条第二号の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。